

奈良県産農産物輸出向け生産推進事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 知事は、奈良県農業を若者が選択する、より魅力ある産業に育てるため、新たなビジネスチャンスが期待できる輸出への取組を強化することを目的に、農産物の輸出向け生産の推進に資する取組を行う者に対し、奈良県産農産物輸出向け生産推進事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

（事業実施主体）

第2条 事業の実施主体は、次のとおりとする。

（1）輸出対応大和茶生産拡大事業

- ・ 3戸以上の奈良県内の生産者で構成された代表者の定めのある組織
- ・ 県内に主たる事務所を有し、県内で営農している農事組合法人、農事組合法人以外の農地所有適格法人又はその他知事が別に定める法人

（2）奈乃華輸出用資材導入支援事業

- ・ 3戸以上の奈良県内の生産者で構成された代表者の定めのある組織

（補助の対象経費及び補助額）

第3条 補助の対象となる経費及び補助金の額は、下表のとおりとする。なお、補助対象となる基準は別表に定める。

事業区分	補助の対象となる経費	補助金の額
1 輸出対応大和茶生産拡大事業	E U向け輸出茶残留農薬分析費用	当該経費の2分の1以内の額 ただし、分析サンプル1件当たり、上限80千円
2 奈乃華輸出用資材導入支援事業	イチゴ‘奈乃華’を輸出に適した形態で出荷するための出荷資材の導入に要する経費 ただし、1取組生産者当たり、対象出荷期間における共同出荷組織を通じた卸売市場への‘奈乃華’出荷数量（通常の出荷形態を含む）の3分の1相当数量までを補助対象とする	当該経費の2分の1以内の額 ただし、1取組生産者当たり、上限150千円

（補助金の交付の申請）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、毎年度、次に掲げる書類1部を知事に提出

しなければならない。

(1) 事業補助金交付申請書（第 1 号様式）

(2) その他知事が必要と認める書類

- 2 申請者は、第 1 項の申請書を提出するにあたって、事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金にかかる消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第 5 条 知事は、前条の書類を受理し適当と認めたときは、補助金の交付の決定をし、その決定内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付を申請した者（以下「補助事業者」という。）に書面により通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第 2 項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

（変更の承認の申請）

第 6 条 補助事業者は、当該補助事業の内容又は経費の配分等を変更するときは、事業補助金変更承認申請書（第 2 号様式）1 通を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、規則第 5 条第 1 項第 1 号に規定する知事の定める軽微な変更とは、経費の 30% 以内の増減とする。

- 2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、第 2 号様式の「変更承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」に置き換えた申請書を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第 7 条 知事は、交付の決定をした場合において、必要と認めるときは、当該交付決定額の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

- 2 前項の規定により、補助金の概算払を受けようとする者は、事業補助金概算払請求書（第 3 号様式）を知事に提出しなければならない。

（指示・監督）

第 8 条 知事は、補助事業者に対し、当該補助事業の適正な施行を図るため、必要な指示及び監督をすることができる。

（完了報告）

第 9 条 補助事業者は、事業完了の日から起算して 1 箇月を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の末日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

（1）事業補助金完了報告書（第 4 号様式）

（2）その他知事が必要と認める書類

2 第 4 条第 2 項のただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（完了検査）

第 10 条 知事は、第 9 条に規定する書類の提出があったときは、現地及び書類等の検査を行うことができる。

（補助金の額の確定）

第 11 条 知事は、第 10 条の規定による完了検査を行い、補助金額の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第 13 条に基づき補助金の額を確定し、補助事業者に書面により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 12 条 補助事業者は、第 11 条の規定による補助金の額の確定後、速やかに事業補助金交付請求書（第 5 号様式）1 部を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第 13 条 知事は、第 12 条に規定する書類を受理した場合においてその内容を適当と認めたときは、補助事業者に補助金を交付する。この場合において、第 7 条第 1 項の規定によって概算払をしたときは、当該補助金について精算するものとする。

2 知事は前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 14 条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、事業消費税等仕入控除税額報告書（第 6 号様式）により速やかに知事に報告するとともに、返還命令を受けたときは、これを返還しなければならない。

（補助金の返還）

第 15 条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定

の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 事業計画の不履行が明らかになったとき。
- (2) 第5条の規定により知事が決定した内容及び付した条件に違反したとき。
- (3) 第10条の規定による検査を正当な理由無く拒んだとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) 支出額が予算額に較べて減少したとき。

(帳簿及び証拠書類等)

第16条 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しておかなければならない。

(入札又は見積り合せ)

第17条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和8年8月14日から施行する。

別表

事業区分	補助対象となる基準及び条件
1 輸出対応大 和茶生産拡大 事業	事業年度内に荒茶の農薬残留分析を行うこと。農薬残留分析は、茶用の残留分析で300種以上の成分分析を実施できる会社へ依頼すること。また、サンプルを製造する荒茶工場は、GAP認証あるいは有機JAS認証を既に取得済みか3年以内に取得予定であること。
2 奈乃華輸出 用資材導入支 援事業	果実どうしが接触せず、長距離輸送中の果実の損傷低減に資するトレーで、事業実施年度の2月末日までに共同出荷組織を通じた卸売市場への‘奈乃華’の出荷に使用するものであること。